

法律をもっと身近に

# ほうまらす

VOL.  
**48**  
2020.03

特集  
P2-5

## スポーツと法律



Interview P6-7

**太田 雄貴さん**

Photo: Banja Keiki

法律相談の総合案内所  
日本司法支援センター

**法テラス**

P8-9

司法過疎対策業務 / スタ弁がゆく

P10

台風被害支援情報

P11

法テラスストーリー

P12

切って貼って法テラス

# 私は決して諦めません。

.....切って貼って法テラス】このページを切り取り、みえるところに貼ってください。困ったとき、思い出し出してください。



法律相談の  
総合案内所

**0570  
078374**

平日9時~21時 土9時~17時  
日祝休

法テラスの流れ



大切な人と司法も  
むずかしい橋、  
法テラスがあるから。  
もしあなたが、悩まれたり、  
いざなふたれだり、つらこ  
こ地がこたうたら、がまん  
しないですぐに電話して  
ください。解決に役立つ法律の  
制度や相談、窓口もすべて  
お任せ。

©photo by Ikura Suzuki

# スポーツと法律

2020年はオリンピックイヤー。どんな感動的な場面に出逢えるか楽しみですね。スポーツに関する法律やルールも、誰もが安心して楽しめるように工夫されています。いくつかピックアップしてみました。

東京オリンピックのチケット。転売サイトで買ってもいいですか。

転売サイトで買うのはやめましょう。2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会のチケットは、転売が禁止されています。オークションサイト等に出品されたチケットもすべて無効で、買っても観戦できません。払い戻しもできません。

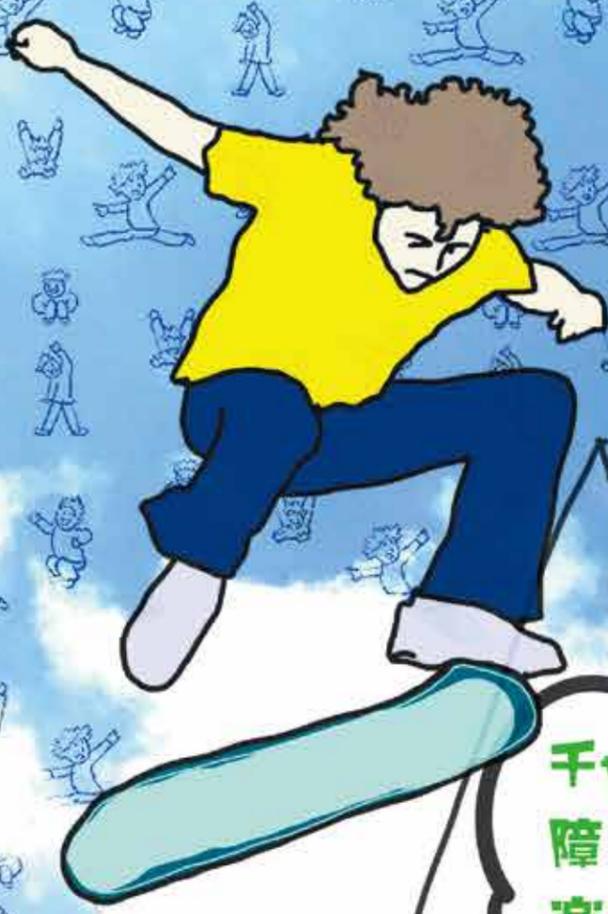
チケットが買い占められ、転売されると、価格が高騰して、高いお金を払える人しか観戦できなくなります。そこで、2019年6月14日「特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律」(略称「チケット不正転売禁止法」)が施行されました。スポーツイベントやコンサートなどのチケットを不正に転売する行為や、不正転売を目的としてチケットを譲り受ける行為を禁止する法律です。①不正転売の禁止が明記され、②日時、場所、座席等が指定され、③購入者の氏名及び連絡先等を確認した上で販売されるチケットが対象です。不正転売とは、繰り返し定価を超える価格で転売することです。

これまでも買い占めたチケットを会場周辺で高額に転売する「ダフ屋」は、自治体の条例で禁止されてきました。新しくできた「チケット不正転売禁止法」では、規制が難しくなったネットの不正転売も禁じられました。違反した場合には1年以下の懲役か100万円以下の罰金、またはその両方が科せられます。2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、不正転売だけでなくオークションサイトなどの転売も禁止、出品されたチケットはすべて無効です。キャンセルされたチケットは、2020年春の「東京2020公式チケットリセールサービス」で、定価で、再販売されます。これならせっかくなかったのに観られないという心配もありません。これからチケットを買うときは、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に限らず、正規のルートで購入しましょう。

スタジアムで観戦中、ボールが当たってケガ。賠償請求できますか。

観戦中に飛んできたボールが当たってケガをしたら、治療費などを球団やスタジアムの管理者に請求できる場合があります。2005年日本プロフェッショナル野球組織が「試合観戦契約約款」で「主催者及び球場管理者は、観客が被った以下の損害の賠償について責任を負わないものとする。但し、主催者若しくは主催者の職員等又は球場管理者の責めに帰すべき事由による場合はこの限りでない。」と定めました。「観客が被った以下の損害」の一つに「ホームラン・ボール、ファール・ボール、その他試合、ファンサービス行為又は練習行為に起因する損害」をあげています。「責めに帰すべき事由」とは、例えば防護ネットを張るべき場所に張っていない、管理が不十分で破れているなど、観客の安全に配慮していない場合や安全設備に欠陥がある場合などが考えられます。さらに、過去の裁判では、安全設備等に欠陥があったとは認められないものの、球団運営者に、野球や野球観戦に不慣れな者に対して危険性の低い座席のみ選択できるようにするか、危険性の高い席と低い席があることを知らせる義務があったとして、責任を認めたケースもあります。

もしケガをしまして、相手とのように話したらよいかわからない時は、まず弁護士などの法律の専門家、あるいは法テラスに相談してください。



チャレンジしたい。観に行きたい。  
障がいがあってもスポーツを  
楽しみたい時どうすればいい?



スポーツ大会のボランティア。  
事故にあわないが、心配。



スポーツを通じ、すべての人々が幸福で豊かな生活を営む社会を目指そうと、2011年に「スポーツ基本法」が、2015年には「スポーツ庁」ができました。さらに、文部科学省の「障害者のスポーツ活動推進プラン」は、障がいのある方がスポーツを「すること」と「観る」ことの両面から、環境整備を進めています。障がい者スポーツ用具を、地域のスポーツ施設や障がい者福祉施設に設置したり、学校でも生徒だけでなく一般の方も使えるようにして、障がいのある方が自分に合った種目を見つけチャレンジできる「普及拠点」にしようとする試みです。新国立競技場では、前方の席の人が立っても視界が遮られない車いす席を約500席設置。聴覚障がいのある方でも観戦を楽しめる補聴設備つきエリアがあちこちにあり、さまざまな場所から観戦できるようになっています。「センサールーム」というガラス張りの部屋が設置され、発達障がいなどで感覚の過敏な子どもたちでも安心して観戦できる別のスタジアムの初試合は、報道でも取り上げられました。

環境の整備は進む中でも、会場に向かうまでの道のりなどで、人ごみの狭い道を車いすでいかなければならなかったり、エレベーターの位置が分からず迷ったりと、さまざまなサポートを必要とされる方に接する機会もあるかと思えます。そんな時は、私たち一人ひとりが協力し合い、みんなでスポーツを楽しむことができたらいいですね。

スポーツ大会に「ボランティア」として参加する「という方、多くいらっしゃいます。現場の雰囲気や盛り上がりを感じられ、人気のある大会ではボランティアが抽選になることも。でも、せっかくなのでボランティア、トラブルや事故は心配ですね。大会などのイベントでは、主催者側でボランティアも含めて保険に入ったりしますが、そうでないものもあります。ボランティアの申込書や依頼書、大会や事務局のホームページで公開している場合もあるので、チェックしてみてください。

補償の対象は加入する契約内容で異なります。誤って他人をケガさせたり他人の物を壊したりといった加害行為や自身の事故やケガだけでなく、食中毒や熱中症まで補償してくれる場合もあります。主催者側が加入する主なボランティア保険としては、社会福祉協議会の「ボランティア(活動)保険」や公益財団法人スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」などがあります。ボランティアの申し込みをする前にどのような保険でどのような補償が受けられるのか確認しておけば安心です。

# 戦略を考える。

**（フェンシングの魅力を考えてください。）**  
フェンシングは、戦略を立てられるスポーツなんです。対戦相手がいって、審判がいって、会場の空気もあって、自分が調子良くても相手も調子良ければ勝てない日もある。勝つか負けるかが常に紙一重の中で、勝てる確率が高いところが何処なのかを考えながら勝負できるのが、最大の魅力だと思います。

**（考えるという要素が多い、ということなんです。）**

そうですね。僕自身がこうやって選手からフェンシング協会の会長になっても比較的パフォーマンズが出せるのは、フェンシングという競技の特性があったからだと思っています。考える癖があり、課題が何処にあって、課題解決するために、自分はどれくらい努力しないといけないのか、競技を通して学んだことが、今の自分の職務にマッチしている。それは会社でパフォーマンスを出している人と全く一緒だと思います。

**（実際にフェンシングのトレーニングの中で考える力が養われるのでしょうか。）**  
はい。考える力が養われないと勝てません。

一度勝つことができても勝ち続けられないと思います。一発屋の若い子もいるんですけど、10年、15年勝とうと思うと、考える力がないと勝てないですね。

**（フェンシング教育の中に考える力が基本として組み込まれているのですか。）**

ないんです。ないんですけど、そこにあるんです。言語化されていないだけで、当たり前のように介在しているんです。

**（本能的でシンプルに闘う形の競技だから、考える要素が多いのですか。）**

フェンシングでは、自分自身と向き合うというよりは、相手を研究します。ライバルを会社に例えると、今何処が強くて、誰がキーパーソンで、みたいなこと。「戦略」を考える。僕らの「考える」は、シンク（Think）じゃなくてストラテジー（Strategy）を考えるとこういう感じです。さらには相手の分析も必要だけど、相手と比べるために自分の分析も必要。自分がある程度、可視化、数値化させたものと、相手を数値化させたものをぶつけて、どちらに優位性があるかを見ます。

**（スポーツを楽しむために必要なことはなんですか。）**

スポーツをするとポジティブになると思っています。体温が上がるので。毎日続けることで昨日できなかったことが今日できるような感覚が、スポーツの醍醐味です。僕は最近ランニングをしているんですが、走りこんでいくと、3週間目ぐらいには10キロぐらい楽勝で走れるようになってきます。はじめのうちは、10キロ走ったら膝周りが痛かったのに、今は痛くなりません。

**（オリンピック招致で努力したことや醍醐味はなんですか。）**

勝つために、チームがひとつになるような立ち居振る舞いを心掛けていました。役割を決めてはいますが、皆緊張するじゃないですか。僕は少なくとも彼らよりはオリンピックに出ているので、場数は踏んでいる。緊張に対する耐性はある。僕もメチャクチャ緊張するけども、緊張下におけるパフォーマンスだけは絶対負けない、と思うので。手が震えてマイクのスイッチを押し忘れた時に代わりに押したり、マイクついていきますと声をかけたり、進行がスムーズになるよう、誰に

言われるわけでもなく指示を出したりしていました。僕は勝つのがミッションですから、そのためにベストを尽くしました。

**（太田雄貴さんの号泣映像が有名ですが、いやー嬉しかったですね。めちゃくちゃプレッシャーかかっていましたから。少しあの映像の裏話をすると、カメラは一台しかなくて、そこはロケ会長が発表する演台の目の前。その席に座ったのがたまたま僕だけだったんですね（笑）**

皆さんの印象に残っているのは、登壇していた限られたメンバーかと思いますが、オリンピックの招致には二千人ぐらい携わっています。そういった見えにくい裏方の皆さんの頑張りがあったからこそ、招致できたと思っています。

あと、ほかの国の話ですが、発表の場に、2020年にピークを迎える若手の選手たちを百人連れて来ていたんです。これは、とても素晴らしいなと思いました。

**（選手や協会会長をしていて困ったことや、法律を意識したことはありますか。）**

あまりないですね。選手時代には、企業との契約について、かな。法に触れるようなことが絶対ないようにしないと、ご迷惑がかかってしまうので。迷惑がかからないような私生活の過ごし方や付き合い方とか、意識していました。協会会長としては、法律に反するというのでは

ないのかもしれないけど、利益相反に気をつけています。全日本選手権大会会場で自分の本は絶対売らない、とか。公私混同に見えないようにしています。自分が絡むような話に関しては、自分ではなく理事会もしくは他で意思決定してもらいます。

**（法テラスをご存知でしたか。）**

今回のお話をもらうまで、知りませんでした。できればお世話にならないように、いい意味で、ちゃんと頑張りなげやな、と思いました。でも、いつそうなるかわかりませんしね。知っているというだけで全然違いますね。



Photo: Banja Keiki

## プロフィール

太田雄貴（おたやうき）（元フェンシング選手、国際フェンシング連盟副会長、日本フェンシング協会会長）  
小学3年生からフェンシングを始め、インターハイ3連覇、アテネオリンピックで9位、北京オリンピックでは日本フェンシング史上初銀メダル。2012年ロンドンオリンピックではフルレ団体で銀メダル。2015年には世界選手権で日本人初の金メダル獲得。2016年に現役引退後もフェンシングの普及に取り組み、現在は日本フェンシング協会会長、国際フェンシング連盟副会長を務める。著書に「騎士道」（小学館）、「騎士の十戒」（角川グループパブリッシング）、「CHANGE 僕たちは変わる 日本フェンシング協会が実行した変革のための25のアイデア」（文藝春秋）





# 司法過疎

住んでいる地域で差があるなんて、よくない。だから。

こまっけても弁護士が少なく、法律相談などの法律サービスが受けづらい地域があります。このような状況は「司法過疎」と呼ばれ、大きな社会問題になっています。法律サービスは、法律事務所を開設し、常勤弁護士（スタッフ弁護士）を配置して、しっかり取り組んでいます。

相談や依頼をしたいのに弁護士がいない、いても少ない、などの理由で法律サービスを受けることが難しい「司法過疎地域」。なかでも、地方裁判所支部の管轄地域を単位として、弁護士登録のない地域や1名の地域は、合わせて「ゼロワン地域」と呼ばれるほど。ちなみに、令和元年8月現在、「ゼロワン地域」は全国で1か所のみです。日本弁護士連合会により報告されています。それでも、法律の専門家である弁護士にたどり着くことの難しい地域がまだまだたくさんあるのが現状です。たとえば弁護士が最も多い東京都では、都民700万人に対し弁護士ひとりの割合ですが、司法過疎地域では、住民数万人に対し弁護士ひとりのところも。まさに地域によって桁違いの差になっています。

法律サービスは、全国に法律事務所を83か所開設し、そこにスタッフ弁護士を配置しています。うち司法過疎地域には、34事務所を開設し、合計48人のスタッフ弁護士がいます（令和元年10月1日現在）。

全国どこでも、だれでも、いつでも、法律サービスを受けられるように。全国で約2000名のスタッフ弁護士が、日々皆さんの法律相談や事件の依頼を受けて奔走しています。

# スタ弁がゆく

— 法テラス下田法律事務所 —

## あたたかな下田

法テラス下田法律事務所がある下田市は、静岡県東部伊豆半島にあります。下田市は、鎖国時代終焉の開国の地として有名な港町です。比較的温暖で四季の変化に富み、観光業の盛んな風土から、地域住民の方はあたたかな人柄の方が多いように感じます。伊豆半島は全国有数の高齢化率から、20年後の日本社会であるともいわれ、各地方自治体は高齢者福祉に注力しています。

当事務所は、開設の早い時期から、地域の福祉機関との結びつきを強めてきた事務所です。当事務所のスタッフ弁護士も、福祉機関や医療機関、介護施設等から直接連絡を受け、出張相談やケース会議への出席を積極的に行っています。

## 寄り添う存在になれるよう

平成31年度（令和元年度）から当事務所を取り組んでいるのが、福祉機関と連携して開催する法律相談会です。特に公共交通機関の乏しい伊豆半島の南側・西側にスタッフ弁護士が向いて行う巡回相談（「よりそい法律相談会」）を実施しています。よりそい法律相談会は、高齢や心身の障がい、金銭

的な余裕がないことから事務所に来ることが困難な方のために始めました。福祉機関の方と協力して開催しています。よりそい法律相談会を始めて半年以上が経過しましたが、地域には弁護士の援助を必要とする方がまだ埋もれていると感じています。今後の課題は、まだ相談に行けずに困っている方やその支援者によりそい法律相談会の存在を知ってもらい、相談に来てもらえるようになることです。

また、当事務所は多くの成年後見などに関する事案を扱っています。これまでも関係機関から、時にはご本人から要請を受け、成年後見人に選任されることは多くありました。今後は、これまで以上に、増加の見込まれる成年後見などに関する事案の需要に応えられるだけの人材の発掘・育成に力を入れたいと考えています。

**佐野美鶴 弁護士**  
2016年弁護士登録。神奈川県出身。香川県で養成後、下田に赴任。赴任地での活動や観光を通じて車の運転技術が向上しました。

スタッフ弁護士のこと、もっと知りたい方はこちら

採用情報以外もたくさん  
[スタッフ弁護士採用サイト]



法テラス下田法律事務所働くメンバー（前段中央が佐野弁護士）



法テラスには令和元年台風第19号に被災された方を支援する仕組みがあります。

【弁護士や司法書士への無料法律相談】

令和元年台風第19号で災害救助法が適用された市町村に、令和元年10月10日の時点で住所などがあった方は、生活再建のための無料法律相談が受けられます。(令和2年10月9日まで)

お近くの法テラスにお問い合わせください。ホームページでもよりの法テラスが検索できます。



【被災者専用フリーダイヤル】

0120・0783309

災害から派生する法的トラブルの解決に役立つ情報、法制度や相談窓口などを、お知らせします。無料でどなたでもご利用いただけます。

法律をもっと身近に。  
法テラスの5つのしごと。

2006年、法テラス(日本司法支援センター)は設立されました。

それまでの日本では、全国の相談窓口がひとつになっていないことから

必要な情報にたどり着けない人がいたり、弁護士がいない地域もありました。

お金がなくて弁護士を頼めないという人もいました。そこで、公平な裁判を受ける権利を保障する

日本国憲法の理念をより一層実現するため、最高裁判所や法務省、日本弁護士連合会や

日本司法書士会連合会などの官民が力を合わせ、いつでもどこでも法的なトラブルの解決に必要な情報や

サービスの提供を受けられる社会にしようとして「総合法律支援法」を定め、できたのが

「法テラス」です。自分の抱える悩みが法的な問題かどうか分からない。どのように解決していいのかわからない。

そんなときは、まず「ご連絡ください」。

すべての都道府県に法テラスがあります。こんな、問題解決のお手伝いをしています。

支援の現場から 法テラス長野の取り組み

令和元年台風第19号は、信州にも記録的な大雨をもたらし、千曲川流域を中心とした河川の氾濫や土砂災害などにより人的・物的ともに甚大な被害が発生、住民生活は深刻な打撃を受けました。長野市にある新幹線の車両センターが浸水し、北陸新幹線の車両が水につかった映像をご記憶の方も多いと思います。法テラス長野でも、生活再建のための主に法的な面からの支援として被災者法律相談援助を実施しており、相談件数は令和元年12月末まで既に322件となっています。例えば、住宅ローンが残るご自宅の被災に伴う今後の

ローンの支払いや、床上1メートル以上の浸水被害に関する罹災認定への疑問といった多種多様なご相談を、日々、弁護士や司法書士とともに対応しております。さらに、ご高齢などの理由で相談場所に向くことが難しい方には、可能な限り出張によるご相談も実施しておりますので、ぜひご利用ください。

このたびの台風で被災された皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げます。法テラスが実施しているこの被災者法律相談援助が、皆様の生活再建の一助になれば幸いです。



情報提供

生活上の法的なトラブルに対し、解決に役立つ情報を、電話やメールで無料でご案内します。どなたでも、何回でもご利用いただけます。

法テラスサポートダイヤル

0570・078374

平日 9:00~21:00

土曜 9:00~17:00

(祝日・年始年末を除く)

司法過疎対策

弁護士が少ない地域(司法過疎地域)に法律事務所をつくらせます。スタッフ弁護士(法テラスの常勤弁護士、スタ弁)が常駐し、法律相談、民事裁判などの代理、刑事弁護などの法律サービスを行います。



民事法律扶助

●経済的に余裕のない方に「無料法律相談」と「弁護士・司法書士費用の立替え」をしています。●認知機能が十分でない方に、出張で「法律相談」をしています。●政令で指定する大規模災害の被災者に「無料法律相談」を行います。

国選弁護等関連

●国選弁護人等になろうとする弁護士との間で、国選弁護人契約等の締結業務をしています。●刑事事件で、裁判所からの依頼を受けて、国選弁護人等候補者の指名・通知業務をしています。●国選弁護人等へ報酬・費用の算定・支払業務をしています。

犯罪被害者支援

●犯罪の被害に遭われた方やご家族の方に、相談窓口のご案内、利用できる法制度などの情報を無料で提供し、個々の状況に応じて、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介をしています。●DV、ストーカー、児童虐待の被害を受けている方に法律相談をしています。●被害者参加人のための国選弁護制度や被害者参加旅費等支給制度の事務もしています。